

## 事業者・施設指定基準について

1	供与すべき便宜の内容	37
2	便宜を供与する施設	38
3	特定授産施設	40
4	指定居宅支援事業者等の人員、 設備及び運営に関する基準(案)の概要	41
5	指定施設の設備及び運営に関する 基準(案)の概要	80

## 事業者・施設指定基準について

### 1 供与すべき便宜の内容

#### (1) 居宅介護 【身4の2 - 2、知4 - 2項、児6の2 - 2項】

##### ア 身体障害者居宅介護

法第4条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護等とする。

##### イ 知的障害者居宅介護

法第4条第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、並びに生活等に関する相談、助言及び外出時における移動の介護等とする。

##### ウ 児童居宅介護

法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及び外出時における移動の介護等とする。

#### (2) デイサービス【身4の2 - 3項、知4 - 3項、児6の2 - 3項】

##### ア 身体障害者デイサービス

法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等とする。

#### イ 知的障害者デイサービス

法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等とする。

#### ウ 児童デイサービス

法第6条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

## 2 便宜を供与する施設

### (1) デイサービス 【身4の2 - 3項、知4 - 3項、児6の2 - 3項】

#### ア 身体障害者デイサービス

法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、身体障害者福祉センターその他の1(2)アに定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

#### イ 知的障害者デイサービス

法第4条第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、知的障害者デイサービスセンターその他の1(2)イに定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

#### ウ 児童デイサービス

法第6条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の1(2)ウに定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

## (2) 短期入所【身4の2 - 4項、知4 - 4項、児6の2 - 4項】

### ア 身体障害者短期入所

法第4条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び令第 条に規定する特定身体障害者授産施設その他法第4条の2第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

### イ 知的障害者短期入所

法第4条第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、知的障害者更生施設、令第 条に規定する特定知的障害者授産施設、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、第30条に規定する身体障害者療護施設又は身体障害者福祉法施行令第 条に規定する特定身体障害者授産施設その他法4条第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

### ウ 児童短期入所

法第6条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、第30条に規定する身体障害者療護施設又は身体障害者福祉法施行令第 条に規定する特定身体障害者授産施設、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設又は令第 条に規定する特定知的障害者授産施設その他法第6条の2第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

### 3 特定授産施設（政令：小規模通授を除く授産施設）

【身5 - 5項、知5 - 4項】

#### ア 特定身体障害者授産施設

法第5条第5項に規定する政令で定める施設は、身体障害者授産施設（通所のみにより利用されるものであって、常時利用する者が20人未満であるものを除く）をいう。

#### イ 特定知的障害者授産施設

法第5条第4項に規定する政令で定める施設は、知的障害者授産施設（通所のみにより利用されるものであって、常時利用する者が20人未満であるものを除く）をいう。

## 4 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（案）の概要

【身17の19-1, 2項、知15の19-1, 2項、児21の19-1, 2項】

指定基準は、支援費の対象となるサービスについて一定の質を確保するとともに、サービス提供主体としての遵守事項を規定することにより利用契約制度の円滑な運営を確保する観点から設けるものである。

具体的な設定に当たっては、居宅支援の事業を行う場合の指定基準については、現行の実施要綱等を、施設の指定基準については、現行のいわゆる最低基準をもとに検討を行ってきたが、これまでの検討結果に基づき整理を行った事業者及び施設に係る指定基準の概要は次のとおりである。

なお、施設支援に係る人員に関する基準のうち、従業者の具体的な配置基準（：1の部分）については、今後更に検討を行ったうえで定めることとしているので、別途お示しすることとしたい。

おって、施設基準のうち居室面積の拡大及び廊下幅の拡張に係る部分については、経過措置を設けることとしている。

### 4 - 1 指定身体障害者居宅支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準（案）

#### 第1章 総則

##### （1）趣旨

指定身体障害者居宅支援の事業に従事する従業者、事業の設備及び運営に関する基準並びに基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについて規定する。

##### （2）定義

居宅支援事業者、指定居宅支援事業者又は指定居宅支援、利用者負担額、居宅生活支援費の額、居宅生活支援費基準額、支給期間、支給量、法定代理受領サービス、基準該当居宅支援及び常勤換算方法について、それぞれ用語の意義について規定する。

##### （3）指定居宅支援の事業の一般原則

指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供及び地域との結び付きを重視し、市町村等との連携に努めなければならない旨規定する。

#### 第2章 指定身体障害者居宅介護

##### 第1節 基本方針

指定居宅支援に該当する身体障害者居宅介護(指定居宅介護)の事業は、利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする旨規定する。

## **第2節 人員に関する基準**

### **(1) 従業者の員数**

指定居宅介護の事業を行う者（指定居宅介護事業者）が当該事業を行う事業所（指定居宅介護事業所）ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5人以上とし、規模に応じて1人以上の常勤のサービス提供責任者を置く旨規定する。

### **(2) 管理者**

指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くことについて規定する。

## **第3節 設備に関する基準**

指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えることについて規定する。

## **第4節 運営に関する基準**

### **(1) 内容及び手続きの説明**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用の申込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、当該指定居宅介護の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うとともに、契約成立時において重要事項を記載した書面を交付すること及び当該書面の交付に代えて当該利用者の同意を得て、電子媒体により当該書面に記載すべき事項を提供できる旨規定する。

### **(2) 契約支給量の報告**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の区分、契約支給量（総量は、当該利用申込者の支給量の範囲内）、その他の必要な事項を居宅受給者証に記載すること及びそれらについて市町村（援護の実施者）に対し報告しなければならないことなどについて規定する。

### **(3) 提供拒否の禁止**

指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないことについて規定する。

### **(4) あっせん・調整、要請に対する協力**

指定居宅介護事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力することについて規定する。

### **(5) サービス提供困難時の対応**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案して、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じることについて規定する。

#### **(6) 受給資格の確認等**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、指定居宅介護に係る居宅支給決定の有無及び支給期間の確認を行い、居宅支給決定を受けていない者からの利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うことについて規定する。

#### **(7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助**

指定居宅介護事業者は、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請が、当該申請に係る市町村の標準的な処理期間を考慮してなされるよう必要な援助を行うことについて規定する。

#### **(8) 心身の状況等の把握**

指定居宅介護事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めることについて規定する。

#### **(9) 他の指定居宅支援事業者等との連携**

指定居宅介護事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること、及び指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うよう努めることについて規定する。

#### **(10) 身分を証する書類の携行**

指定居宅介護事業者は、従業者の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者の求めに応じ提示すべき旨指導することについて規定する。

#### **(11) サービスの提供の記録**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の内容及び提供年月日その他の必要な事項を提供の都度記録し、その内容について利用者の確認を受けることについて規定する。

#### **(12) 利用者負担金等の受領**

指定居宅介護事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合に交通費の額の支払を受けられる旨規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者の選定によるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

#### **(13) 居宅生活支援費の額に係る通知**

指定居宅介護事業者が、市町村から法定代理受領サービスに該当する



居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し当該支援費の額を通知しなければならない旨規定する。

**(14) 指定居宅介護の基本取扱方針**

指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないが、指定居宅介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについても併せて規定する。

**(15) 指定居宅介護の具体的取扱方針**

指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づいて利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うなど、指定居宅介護従業者の行う指定居宅介護の方針について規定する。

**(16) 居宅介護計画の作成**

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成するとともに、その計画について利用者又はその家族に対して内容の説明をすることなどサービス提供責任者が行うことについて規定する。

**(17) 同居家族に対するサービス提供の禁止**

従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないことについて規定する。

**(18) 利用者に関する市町村への通知**

利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、事業者は意見を付して市町村に通知することについて規定する。

**(19) 緊急時等の対応**

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関に連絡を行うなど必要な措置を講ずべきことについて規定する。

**(20) 管理者及びサービス提供責任者の責務**

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うこと及び従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うことについて規定するとともに、サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うことについて規定する。

**(21) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくことについて規定する。

**(22) 介護等の総合的な提供**

指定居宅介護事業者（指定居宅介護のうち、専ら移動介護の提供を行うものを除く。）は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく提供すべきことについて規定する。

#### **(23) 勤務体制の確保等**

事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保することなどについて規定する。

#### **(24) 衛生管理等**

事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うほか、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めることについて規定する。

#### **(25) 掲示**

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することについて規定する。

#### **(26) 秘密保持等**

従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、他の事業者等に対し利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ておくことについて規定する。

#### **(27) 情報の提供等**

指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、情報提供に努めるとともに、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない旨規定する。

#### **(28) 苦情解決**

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するなど苦情解決に関し、必要な措置を講じることなどについて規定する。

#### **(29) 事故発生時の対応**

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の市町村及び当該利用者の家族等への連絡の他、指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うことについて規定する。

#### **(30) 会計の区分**

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分することについて規定する。

#### **(31) 記録の整備**

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、5年間保存する必要がある旨規定する。

## **第5節 基準該当居宅支援に関する基準**

### **(1) 従業者の員数**

基準該当居宅介護事業所が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上とし、離島等における基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とすることについて規定するとともに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者とする旨規定する。

### **(2) 管理者**

事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないことについて規定する。

### **(3) 設備及び備品等**

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えることについて規定する。

### **(4) 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付**

基準該当居宅介護事業者が、利用者から基準該当居宅支援に要した費用の支払を受けた場合は、提供した居宅介護の内容、費用の額等必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する旨規定する。

### **(5) 同居家族に対するサービス提供の禁止**

離島、山間のへき地などの地域で指定居宅介護のみでは必要な居宅介護が確保されないと市町村が認める場合であって、当該居宅介護の従業者の従事する時間の合計時間が居宅介護に従事する時間の合計時間の2分の1を超えず、サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合を除き、従業者に、その同居の家族である利用者に対して居宅介護をさせてはならないこと及び従業者に、その同居の家族である利用者に対して基準該当居宅介護の提供を行う場合に適切に提供されるよう必要な措置を講じることについて規定する。

### **(6) 運営に関する基準**

第1節及び第4節の規定のうち、第4節の法定代理受領サービスの提供に際し、利用者及びその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること、居宅生活支援費の額に係る通知及び同居家族に対するサービス提供の禁止に関する規定を除き、準用する旨規定する。

### **第3章 指定身体障害者デイサービス**

#### **第1節 基本方針**

指定居宅支援に該当する身体障害者デイサービス（指定デイサービス）の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導等を適切に行うものでなければならない旨規定する。

#### **第2節 人員に関する基準**

##### **（1）従業者の員数**

指定デイサービスの事業を行う者（指定デイサービス事業者）が当該事業を行う事業所（指定デイサービス事業所）ごとに置くべき従業者のうち指導員又は介護職員の員数はそれぞれ1以上とし、指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる指導員又は介護職員の総数は、利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又は端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の従業者を置くこと、この場合の指導員又は介護職員のうち1人以上は常勤でなければならないことについて規定する。

また、作業を中心に行う事業所の場合には、介護職員を置かないことができるほか、給食サービス及び入浴サービスを実施する事業所の場合には、その実施に必要な従業者を置くこと等について規定する。

##### **（2）管理者**

指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くことについて規定する。

#### **第3節 設備に関する基準**

##### **（1）設備及び備品等**

指定デイサービス事業所は、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合を除き、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスに必要な設備及び備品等を備えるとともに、給食サービス及び入浴サービスを実施する場合には、それぞれ食堂及び浴室を備えることについて規定し、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室、作業室、食堂及び浴室の設備基準の内容について規定する。

#### **第4節 運営に関する基準**

- （1）内容及び手続きの説明・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**
- （2）契約支給量の報告・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**
- （3）提供拒否の禁止・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

- (4) あっせん・調整、要請に対する協力・・・居宅介護に準じて規定する。
- (5) サービス提供困難時の対応・・・居宅介護に準じて規定する。
- (6) 受給資格の確認等・・・居宅介護に準じて規定する。
- (7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助・・・居宅介護に準じて規定する。
- (8) 心身の状況等の把握・・・居宅介護に準じて規定する。
- (9) 他の指定居宅支援事業者等との連携・・・居宅介護に準じて規定する。
- (10) サービスの提供の記録・・・居宅介護に準じて規定する。
- (11) **利用者負担金等の受領**

指定デイサービス事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定デイサービスを提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び入浴に係る光熱水費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる旨規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受ける場合は、利用者に対し、その内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

- (12) **居宅生活支援費の額に係る通知・・・居宅介護に準じて規定する。**
- (13) **指定デイサービスの基本取扱方針**

指定デイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行うとともに、指定デイサービス事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについて規定する。

- (14) **指定デイサービスの具体的取扱方針**

指定デイサービスの提供に当たっては、デイサービス計画に基づいて利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切なサービスの提供を行うとともに、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、必要に応じ、利用者の障害特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えることなど、指定デイサービスの方針について規定する。

- (15) **デイサービス計画の作成**

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成するとともに、その計画について利用者又はその介護者に対して内容を説明するなど指定デイサービス事業所の管理者が行うことについて規定する。

また、それぞれの利用者について、デイサービス計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をデイサービス従業者が行うことに

についても併せて規定する。

(16) 利用者に関する市町村への通知・・・居宅介護に準じて規定する。

(17) 緊急時等の対応・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**(18) 管理者の責務**

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと及び従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うことについて規定する。

**(19) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくことについて規定する。

**(20) 勤務体制の確保等**

事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保することなどについて規定する。

**(21) 定員の遵守**

利用定員を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならないこと及び利用定員について規定する。

**(22) 非常災害対策**

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことについて規定する。

**(23) 衛生管理等**

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じることについて規定する。

(24) 掲示・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(25) 秘密保持等・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(26) 情報の提供等・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(27) 苦情解決・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(28) 事故発生時の対応・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(29) 会計の区分・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(30) 記録の整備・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**第5節 基準該当居宅支援に関する基準**

**(1) 従業者の員数**

基準該当デイサービス事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者のうち指導員及び介護職員の員数は、それぞれ1以上とし、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる指導員又は介護職員の総数は、利用者の数が15人まで

は2以上、それ以上5又は端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の従業者を置くことについて規定する。

また、作業を中心に行う事業所の場合には、介護職員を置かないことができるほか、給食サービス及び入浴サービスを実施する事業所の場合には、その実施に必要な従業者を置くこと等について規定する。

## **(2) 管理者**

事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないことについて規定する。

## **(3) 設備及び備品等**

事業所には、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合を除き、相談のための場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えるものとし、給食サービス及び入浴サービスを実施する場合には、それぞれ食事を行う場所及び浴室を備えることについて規定し、相談のための場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所、作業を行う場所、食事を行う場所及び浴室の設備基準の内容について規定する。

## **(4) 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付**

基準該当デイサービス事業者が、利用者から基準該当デイサービスに要した費用の支払を受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額等必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する旨規定する。

## **(5) 運営に関する基準**

第1節及び第4節のうち、法定代理受領サービスの提供に際し、その利用者及び扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び居宅生活支援費の額に係る通知に関する規定を除き、準用する旨規定する。

# **第4章 指定身体障害者短期入所**

## **第1節 基本方針**

### **(1) 基本方針**

指定居宅支援に該当する身体障害者短期入所(指定短期入所)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない旨規定する。

### **(2) 身体障害者更生施設等との併設**

指定短期入所事業者が事業を行う事業所は、身体障害者更生施設等に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものである旨規定する。

## 第2節 人員に関する基準

### (1) 従業者の員数

身体障害者更生施設等に併設され当該施設と一体的に運営が行われる併設事業所及び当該施設の全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所に置くべき従業者の員数は、利用者を当該施設の入所者とみなした場合において必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする旨規定する。

### (2) 管理者

指定短期入所事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない旨規定する。

## 第3節 設備に関する基準

併設事業所及び当該事業所と同一敷地内にある身体障害者更生施設等（併設本体施設）の効率的運営が可能であり、それぞれの利用者及び入所に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする等について規定する。

## 第4節 運営に関する基準

- (1) 内容及び手続きの説明・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (2) 提供拒否の禁止・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (3) あっせん・調整、要請に対する協力・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (4) サービス提供困難時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (5) 受給資格の確認等・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (6) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助・・・居宅介護に準じて規定する。
- (7) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (8) 指定短期入所の開始及び終了

事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を対象に指定短期入所を提供するものとし、提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めることについて規定する。

### (9) 入退所の記録の記載等

事業者は、入所又は退所に際しては、当該事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（居宅受給者証記載事項）について居宅受給者証に記載するとともに、自らの指定短期入所の提供により支給量に達した場合は、居宅受給者証のサービス提供実績欄の写しを市町村に提出することについて規定する。

- (10) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。



**(11) 他の指定居宅支援事業者等との連携・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(12) サービスの提供の記録・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(13) 利用者負担金等の受領**

指定短期入所事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所を提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び食材料費、日用品費その他利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることについて規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受ける場合は、利用者に対し、その内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

**(14) 居宅生活支援費の額に係る通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(15) 指定短期入所の取扱方針**

指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供されなければならないが、指定短期入所事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについても併せて規定する。

**(16) 利用者に関する市町村への通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(17) サービスの提供**

指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うほか、その利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による保護を受けさせてはならないこと、及び利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行わなければならないことなどについて規定する。

**(18) 健康管理**

指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとることについて規定する。

**(19) 相談及び援助**

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその介護を行う者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う旨規定する。

**(20) 利用者の家族との連携**

常に利用者の家族との連携を図るよう努めることについて規定する。

**(21) 緊急時等の対応**

指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、協力医療機関等への連絡を行うことなど必要な措置を講じることについて規定する。

(22) 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

**(23) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくことについて規定する。

(24) 勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

**(25) 定員の遵守**

災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用（入所）定員及び居室の定員を超えて指定短期入所を行ってはならない旨規定する。

(26) 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

(27) 衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

(28) 掲示・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(29) 秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(30) 情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(31) 苦情解決・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(32) 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(33) 会計の区分・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(34) 記録の整備・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**(35) 地域等との連携**

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めることについて規定する。

**4 - 2 指定知的障害者居宅支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準（案）**

**第1章 総則**

**(1) 趣旨**

指定知的障害者居宅支援の事業に従事する従業者、事業の設備及び運営に関する基準並びに基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについて規定する。

**(2) 定義**

居宅支援事業者、指定居宅支援事業者又は指定居宅支援、利用者負担額、居宅生活支援費の額、居宅生活支援費基準額、支給期間、支給量、法定代理受領サービス、基準該当居宅支援及び常勤換算方法について、それぞれ用語の意義について規定する。

**(3) 指定居宅支援の事業の一般原則**

指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供及び地域との結び付きを重視し、市町村等との連携に努めなければならない旨規定する。

## **第2章 知的障害者居宅介護**

### **第1節 基本方針**

指定居宅支援に該当する知的障害者居宅介護(指定居宅介護)の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする旨規定する。

### **第2節 人員に関する基準**

#### **(1) 従業者の員数**

指定居宅介護の事業を行う者(指定居宅介護事業者)が当該事業を行う事業所(指定居宅介護事業所)ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5人以上とし、規模に応じて1人以上の常勤のサービス提供責任者を置く旨規定する。

#### **(2) 管理者**

指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くことについて規定する。

### **第3節 設備に関する基準**

指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えることについて規定する。

### **第4節 運営に関する基準**

#### **(1) 内容及び手続きの説明**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用の申込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、当該指定居宅介護の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うとともに、契約成立時において重要事項を記載した書面を交付すること及び当該書面の交付に代えて当該利用者の同意を得て、電子媒体により当該書面に記載すべき事項を提供できる旨規定する。

#### **(2) 契約支給量の報告**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の区分、契約支給量(総量は、当該利用申込者の支給量の範囲内)その他の必要な事項を居宅受給者証に記載すること及びそれらについて市町村(援護の実施者)に対し報告しなければならないことなどについて規定する。

#### **(3) 提供拒否の禁止**

指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないことについて規定する。

**(4) あっせん・調整、要請に対する協力**

指定居宅介護事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力することについて規定する。

**(5) サービス提供困難時の対応**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案して、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じることについて規定する。

**(6) 受給資格の確認等**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、指定居宅介護に係る居宅支給決定の有無及び支給期間の確認を行い、居宅支給決定を受けていない者からの利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うことについて規定する。

**(7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助**

指定居宅介護事業者は、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請が、当該申請に係る市町村の標準的な処理期間を考慮してなされるよう必要な援助を行うことについて規定する。

**(8) 心身の状況等の把握**

指定居宅介護事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めることについて規定する。

**(9) 他の指定居宅支援事業者等との連携**

指定居宅介護事業者は、他の指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること、及び指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うよう努めることについて規定する。

**(10) 身分を証する書類の携行**

指定居宅介護事業者は、従業者の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者の求めに応じ提示すべき旨指導することについて規定する。

**(11) サービスの提供の記録**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の内容及び提供年月日その他の必要な事項を提供の都度記録し、その内容について利用者の確認を受けることについて規定する。

**(12) 利用者負担金等の受領**

指定居宅介護事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅

介護を行う場合に交通費の額の支払を受けることができる旨規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者の選定によるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、サービス内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

#### **(13) 居宅生活支援費の額に係る通知**

指定居宅介護事業者が、市町村から法定代理受領サービスに該当する居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し当該支援費の額を通知しなければならない旨規定する。

#### **(14) 指定居宅介護の基本取扱方針**

指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならないが、指定居宅介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについても併せて規定する。

#### **(15) 指定居宅介護の具体的取扱方針**

指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づいて利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うなど、指定居宅介護従業者の行う指定居宅介護の方針について規定する。

#### **(16) 居宅介護計画の作成**

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成するとともに、その計画について利用者又はその家族に対する内容の説明を行うなどサービス提供責任者が行うことについて規定する。

#### **(17) 同居家族に対するサービス提供の禁止**

従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないことについて規定する。

#### **(18) 利用者に関する市町村への通知**

利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、事業者は意見を付して市町村に通知することについて規定する。

#### **(19) 緊急時等の対応**

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講ずべきことについて規定する。

#### **(20) 管理者及びサービス提供責任者の責務**

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うこと及び従業

者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うことについて規定するとともに、サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うことについて規定する。

**(21) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくことについて規定する。

**(22) 介護等の総合的な提供**

指定居宅介護事業者（居宅介護のうち専ら移動介護の提供を行うものを除く。）は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく提供すべきことについて規定する。

**(23) 勤務体制の確保等**

事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保することなどについて規定する。

**(24) 衛生管理等**

事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うほか、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めることについて規定する。

**(25) 掲示**

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することについて規定する。

**(26) 秘密保持等**

従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、他の事業者等に対し利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入所者の同意を得ておくことについて規定する。

**(27) 情報の提供等**

指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、情報提供に努めるとともに、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない旨規定する。

**(28) 苦情解決**

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置等の措置を講じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するなど苦情解決に関し、必要な措置を講じることなどについて規定する。

**(29) 事故発生時の対応**

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の市町村

及び当該利用者の家族等への連絡の他、指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うことについて規定する。

### **(30) 会計の区分**

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分することについて規定する。

### **(31) 記録の整備**

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、5年間保存する必要がある旨規定する。

## **第5節 基準該当居宅支援に関する基準**

### **(1) 従業者の員数**

基準該当居宅介護事業所が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上とし、離島等における基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とすることについて規定するとともに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者とする旨規定する。

### **(2) 管理者**

事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないことについて規定する。

### **(3) 設備及び備品等**

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えることについて規定する。

### **(4) 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付**

基準該当居宅介護事業者が、利用者から基準該当居宅支援に要した費用の支払を受けた場合は、提供した居宅介護の内容、費用の額等必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する旨規定する。

### **(5) 同居家族に対するサービス提供の禁止**

離島、山間のへき地などの地域で指定居宅介護のみでは必要な居宅介護が確保されないと市町村が認める場合であって、当該居宅介護の従業者の従事する時間の合計時間が居宅介護に従事する時間の合計時間の2分の1を超えず、サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合を除き、従業者に、その同居の家族である利用者に対して居宅介護をさせてはならないこと及び従業者に、その同居の家族である利用者に対して基準該当居宅介護の提供を行う場合に適切に提供されるよう必要な措置を講じることについて規定する。

### **(6) 運営に関する基準**

第1節及び第4節の規定のうち、第4節の法定代理受領サービスの提供

に際し、利用者及びその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び同居家族に対するサービス提供の禁止に関する規定を除き、準用する旨規定する。

### **第3章 知的障害者デイサービス**

#### **第1節 基本方針**

指定居宅支援に該当する知的障害者デイサービス（指定デイサービス）の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等を適切に行うものでなければならない旨規定する。

#### **第2節 人員に関する基準**

##### **(1) 従業者の員数**

指定デイサービスの事業を行う者（指定デイサービス事業者）が当該事業を行う事業所（指定デイサービス事業所）ごとに置くべき従業者のうち指導員の員数は、指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる指導員は、利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又は端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の従業者を置くこととし、この場合の指導員のうち1人以上は常勤でなければならないことについて規定する。

また、給食サービス及び入浴サービスを実施する事業所の場合には、その実施に必要な従業者を置くこと等について規定する。

##### **(2) 管理者**

指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くことについて規定する。

#### **第3節 設備に関する基準**

指定デイサービス事業所は、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合を除き、静養室兼相談室、日常生活訓練室兼社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスに必要な設備及び備品等を備えるとともに、給食サービス及び入浴サービスを実施する場合には、それぞれ食堂及び浴室を備えることについて規定し、静養室兼相談室、日常生活訓練室兼社会適応訓練室、作業室、食堂及び浴室の設備基準の内容について規定する。

#### **第4節 運営に関する基準**



- ( 1 ) 内容及び手続きの説明・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 2 ) 契約支給量の報告・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 3 ) 提供拒否の禁止・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 4 ) あっせん・調整、要請に対する協力・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 5 ) サービス提供困難時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 6 ) 受給資格の確認等・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 7 ) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 8 ) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- ( 9 ) 他の指定居宅支援事業者等との連携・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (10) サービスの提供の記録・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (11) 利用者負担金等の受領

指定デイサービス事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定デイサービスを提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び入浴に係る光熱水費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる旨規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受ける場合は、利用者に対し、その内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

- (12) 居宅生活支援費の額に係る通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (13) 指定デイサービスの基本取扱方針

指定デイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、適切に行うとともに、指定デイサービス事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについて規定する。

- (14) デイサービスの具体的取扱方針

指定デイサービスの提供に当たっては、デイサービス計画に基づいて利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切なサービスの提供を行うとともに、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、必要に応じ、利用者の障害特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えることなど、指定デイサービスの方針について規定する。

- (15) デイサービス計画の作成

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、創作的活動等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成するとともに、その計画について利用者

又はその介護者に対して内容を説明するなど指定デイサービス事業所の管理者が行うことについて規定する。

また、それぞれの利用者について、デイサービス計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をデイサービス従業者が行うことについても併せて規定する。

(16) 利用者に関する市町村への通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(17) 緊急時等の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(18) 管理者の責務

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと及び従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うことについて規定する。

(19) 運営規程

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくことについて規定する。

(20) 勤務体制の確保等

事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保することなどについて規定する。

(21) 定員の遵守

利用定員を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならないこと及び利用定員について規定する。

(22) 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことについて規定する。

(23) 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じることについて規定する。

(24) 掲示・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(25) 秘密保持等・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(26) 情報の提供等・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(27) 苦情解決・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(28) 事故発生時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(29) 会計の区分・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(30) 記録の整備・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

## 第5節 基準該当居宅支援に関する基準

(1) 従業者の員数

基準該当デイサービス事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者のうち指導員の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる指導員が、利用者の数が15人までは1以上、それ以上5又は端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の従業者を置くことについて規定する。

また、給食サービス及び入浴サービスを実施する事業所の場合には、その実施に必要な従業者を置くこと等について規定する。

## **(2) 管理者**

事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないことについて規定する。

## **(3) 設備及び備品等**

事業所には、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合を除き、静養及び相談のための場所、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えるものとし、給食サービス及び入浴サービスを実施する場合には、それぞれ食事を行う場所及び浴室を備えることについて規定し、静養及び相談のための場所、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所、作業を行う場所、食事を行う場所及び浴室の設備基準の内容について規定する。

## **(4) 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付**

基準該当デイサービス事業者が、利用者から基準該当デイサービスに要した費用の支払を受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額等必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する旨規定する。

## **(5) 運営に関する基準**

第1節及び第4節のうち、法定代理受領サービスの提供に際し、利用者及びその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び居宅生活支援費の額に係る通知に関する規定を除き、準用する旨規定する。

# **第4章 指定知的障害者短期入所**

## **第1節 基本方針**

### **(1) 基本方針**

指定居宅支援に該当する知的障害者短期入所(指定短期入所)の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない旨規定する。

### **(2) 知的障害者更生施設等との併設**

指定短期入所事業者が事業を行う事業所は、知的障害者更生施設等に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものである旨規定する。

## 第2節 人員に関する基準

### (1) 従業者の員数

知的障害者更生施設等に併設され当該施設と一体的に運営が行われる併設事業所及び当該施設の全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所に置くべき従業者の員数は、利用者を当該施設の入所者とみなした場合において必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする旨規定する。

### (2) 管理者

指定短期入所事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない旨規定する。

## 第3節 設備に関する基準

併設事業所及び当該事業所と同一敷地内にある知的障害者更生施設等（併設本体施設）の効率的運営が可能であり、それぞれの利用者及び入所者に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする等について規定する。

## 第4節 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(2) 提供拒否の禁止・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(3) あっせん・調整、要請に対する協力・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(4) サービス提供困難時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(5) 受給資格の確認等・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(6) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助・・・居宅介護に準じて規定する。

(7) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (8) 指定短期入所の開始及び終了

事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を対象に指定短期入所を提供するものとし、提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めることについて規定する。

### (9) 入退所の記録の記載等

事業者は、入所又は退所に際しては、当該事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（居宅受給者証記載事項）について居宅受給者証に記載するとともに、自らの指定短期入所の提供により支給量に達した場合は居宅受給者証のサービス提供実績欄の写しを市町村に提出することについて規定する。

(10) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(11) 他の指定居宅支援事業者等との連携・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**(12) サービスの提供の記録・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(13) 利用者負担金等の受領**

指定短期入所事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所を提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び食材料費、日用品費その他利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることについて規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受ける場合は、利用者に対し、その内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

**(14) 居宅生活支援費の額に係る通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(15) 指定短期入所の取扱方針**

指定短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、適切に提供されなければならない、事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについても併せて規定する。

**(16) 利用者に関する市町村への通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(17) サービスの提供**

指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うほか、その利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による保護を受けさせてはならないこと、及び利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行わなければならないことなどについて規定する。

**(18) 健康管理**

指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとることについて規定する。

**(19) 相談及び援助**

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその介護を行う者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う旨規定する。

**(20) 利用者の家族との連携**

常に利用者の家族との連携を図るよう努めることについて規定する。

**(21) 緊急時等の対応**

指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、協力医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じることについて規定する。

**(22) 管理者の責務・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。**

### (23) 運営規程

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくことについて規定する。

### (24) 勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

### (25) 定員の遵守

災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用（入所）定員及び居室の定員を超えて指定短期入所を行ってはならない旨規定する。

### (26) 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

### (27) 衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

### (28) 掲示・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (29) 秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (30) 情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (31) 苦情解決・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (32) 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (33) 会計の区分・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (34) 記録の整備・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### (35) 地域等との連携

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めることについて規定する。

## 第4章 指定知的障害者地域生活援助

### 第1節 基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助（指定地域生活援助）の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならない旨規定する。

### 第2節 人員に関する基準

#### (1) 従業者の員数

指定地域生活援助の事業を行う者（指定地域生活援助事業者）が当該事業を行う事業所（指定地域生活援助事業所）ごとに置くべき世話人の員数は、共同生活住居ごとに、専ら指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする旨規定する。

#### (2) 管理者

共同生活住居の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くことについて規定する。

### 第3節 設備に関する基準

#### (1) 設備及び備品等

指定地域生活援助事業所を構成する共同生活住居の利用定員は、4人以上とし、居室及び居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有することとするほか、居室の定員は2名以下、居室面積は、1人用居室の場合は7.4㎡以上、2人用居室の場合は、9.9㎡とする旨規定する。

#### 第4節 運営に関する基準

- (1) 内容及び手続きの説明・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (2) 提供拒否の禁止・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (3) あっせん・調整、要請に対する協力・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (4) 受給資格の確認等・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (5) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (6) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (7) 他の指定居宅支援事業者等との連携・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (8) サービスの提供の記録・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (9) 入退居

指定地域生活援助は、支給決定知的障害者であって、日常生活上の援助を受けずに生活することが、可能でないか又は適当でなく、数人で共同の生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができており、日常生活を維持するに足りる収入がある者を対象とする旨規定する。

また、事業者は、利用申込者が入院治療を要する者であること等利用申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を講じ、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮して必要な援助を行うことなどについて規定する。

#### (10) 入退居の記録の記載等

事業者は、入居又は退居に際しては、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（居宅受給者証記載事項）を居宅受給者証に記載するとともに、当該居宅受給者証記載事項を市町村に報告し、利用者数に変動が見込まれる場合は都道府県に報告することについて規定する。

#### (11) 指定地域生活援助に係る費用の受領等

事業者は、家賃、食材料費、日用品費その他利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる旨規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受ける場合は、利用者に対し、説明を行い、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができない旨併せて規定する。

**(12) 居宅生活支援費の額に係る通知**・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**(13) 指定地域生活援助の取扱方針**

指定地域生活援助は、利用者が共同生活住居において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されるものであること、また、指定地域生活援助事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ることなどについて規定する。

**(14) 利用者に関する市町村への通知**・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**(15) 緊急時等の対応**・・・・・・・・短期入所に準じて規定する。

**(16) 社会生活上の便宜の供与**

利用者の職場等における問題への対応、余暇活動の支援等に努め、日常生活を営む上で必要となる行政機関等に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て事業者が代わって行うことについて規定するとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めることについて規定する。

**(17) 管理者の責務**・・・・・・・・短期入所に準じて規定する。

**(18) 管理者による管理**

管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合を除き、同時に指定施設、指定居宅支援事業者又は社会福祉施設を管理する者であってはならない旨規定する。

**(19) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない旨規定する。

**(20) 勤務体制の確保等**

事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るために、研修の機会を確保すべきことなどについて規定する。

**(21) 支援体制の確保**

緊急時等において利用者に対し速やかに必要な支援を行うことができるよう、知的障害者援護施設等との連携及び適切な支援体制が確保されていることについて規定する。

**(22) 定員の遵守**

災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて利用させてはならないことについて規定する。

**(23) 非常災害対策**・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

**(24) 衛生管理等**・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。

**(25) 掲示**・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**(26) 秘密保持等**・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

**(27) 情報の提供等**・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。



- (28) 苦情解決・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (29) 事故発生時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (30) 会計の区分・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (31) 記録の整備・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

#### 4 - 3 指定児童居宅支援事業者の人員、設備及び運営に関する基準（案）

##### 第1章 総則

###### (1) 趣旨

指定児童居宅支援の事業に従事する従業者、事業の設備及び運営に関する基準並びに基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについて規定する。

###### (2) 定義

居宅支援事業者、指定居宅支援事業者又は指定居宅支援、利用者負担額、居宅生活支援費の額、居宅生活支援費基準額、支給期間、支給量、法定代理受領サービス、基準該当居宅支援及び常勤換算方法について、それぞれ用語の意義について規定する。

###### (3) 指定居宅支援の事業の一般原則

指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供及び地域との結び付きを重視し、市町村等との連携に努めなければならない旨規定する。

##### 第2章 指定児童居宅介護

###### 第1節 基本方針

指定居宅支援に該当する児童居宅介護（指定居宅介護）の事業は、利用者が居宅において、日常生活を営むことができるよう、その者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする旨規定する。

###### 第2節 人員に関する基準

###### (1) 従業者の員数

指定居宅介護の事業を行う者（指定居宅介護事業者）が当該事業を行う事業所（指定居宅介護事業所）ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5人以上とし、規模に応じて1人以上の常勤のサービス提供責任者を置く旨規定する。

###### (2) 管理者

指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くことについて規定する。

###### 第3節 設備に関する基準

指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する

専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えることについて規定する。

#### **第4節 運営に関する基準**

##### **(1) 内容及び手続きの説明**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用の申込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、当該指定居宅介護の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行うとともに、契約成立時において重要事項を記載した書面を交付すること及び当該書面の交付に代えて当該利用者の同意を得て、電子媒体により当該書面に記載すべき事項を提供できる旨規定する。

##### **(2) 契約支給量の報告**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の区分、契約支給量（総量は、当該利用申込者の支給量の範囲内）、その他の必要な事項を居宅受給者証に記載すること及びそれらについて市町村（援護の実施者）に対し報告しなければならないことなどについて規定する。

##### **(3) 提供拒否の禁止**

指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないことについて規定する。

##### **(4) あっせん・調整、要請に対する協力**

指定居宅介護事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力することについて規定する。

##### **(5) サービス提供困難時の対応**

指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案して、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じることについて規定する。

##### **(6) 受給資格の確認等**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、指定居宅介護に係る居宅支給決定の有無及び支給期間の確認を行い、居宅支給決定を受けていない者からの利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うことについて規定する。

##### **(7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助**

指定居宅介護事業者は、支給期間の終了に伴う居宅生活支援費の支給申請が、当該申請に係る市町村の標準的な処理期間を考慮してなされるよう必要な援助を行うことについて規定する。

##### **(8) 心身の状況等の把握**

指定居宅介護事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、

他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めることについて規定する。

**(9) 他の指定居宅支援事業者等との連携**

指定居宅介護事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること、及び指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な指導を行うよう努めることについて規定する。

**(10) 身分を証する書類の携行**

指定居宅介護事業者は、従業者の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者の求めに応じ提示すべき旨指導することについて規定する。

**(11) サービスの提供の記録**

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の内容及び提供年月日その他の必要な事項を提供の都度記録し、その内容について利用者の確認を受けることについて規定する。

**(12) 利用者負担金等の受領**

指定居宅介護事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護を提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合に交通費の支払を受けることができる旨規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者の選定によるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

**(13) 居宅生活支援費の額に係る通知**

指定居宅介護事業者が、市町村から法定代理受領サービスに該当する居宅生活支援費の支給を受けた場合は、利用者に対し当該支援費の額を通知しなければならない旨規定する。

**(14) 指定居宅介護の基本取扱方針**

指定居宅介護は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない旨規定する。指定居宅介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについても併せて規定する。

**(15) 指定居宅介護の具体的取扱方針**

指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づいて利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うとともに、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、

適切な相談及び助言を行うなど、指定居宅介護従業者の行う指定居宅介護の方針について規定する。

**(16) 居宅介護計画の作成**

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成するとともに、その計画について利用者又はその家族に対して内容を説明するなどサービス提供責任者が行うことについて規定する。

**(17) 同居家族に対するサービス提供の禁止**

従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならないことについて規定する。

**(18) 利用者に関する市町村への通知**

利用者が偽りその他不正な行為によって居宅生活支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、事業者は意見を付して市町村に通知することについて規定する。

**(19) 緊急時等の対応**

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講ずべきことについて規定する。

**(20) 管理者及びサービス提供責任者の責務**

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うこと及び従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うことについて規定するとともに、サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うことについて規定する。

**(21) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておくことについて規定する。

**(22) 介護等の総合的な提供**

指定居宅介護事業者（指定居宅介護のうち、専ら移動介護の提供を行うものを除く。）事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を特定の援助に偏することなく提供すべきことについて規定する。

**(23) 勤務体制の確保等**

事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保することなどについて規定する。

**(24) 衛生管理等**

事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うほか、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めることについて規定する。

**(25) 掲示**

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することについて規定する。

**(26) 秘密保持等**

従業員及び従業員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、他の事業者等に対し利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ておくことについて規定する。

**(27) 情報の提供等**

利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、情報提供に努めるとともに、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない旨規定する。

**(28) 苦情解決**

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するなど苦情解決に関し、必要な措置を講じることなどについて規定する。

**(29) 事故発生時の対応**

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の市町村及び当該利用者の家族等への連絡の他、指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うことについて規定する。

**(30) 会計の区分**

事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分することについて規定する。

**(31) 記録の整備**

従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、5年間保存する必要がある旨規定する。

**第5節 基準該当居宅支援に関する基準**

**(1) 従業員の員数**

基準該当居宅介護事業所が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数は、3人以上とし、離島等における基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、1人以上とすることについて規定するとともに、従業員のうち1人以上の者をサービス提供責任者とする旨規定する。

**(2) 管理者**

事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないことについて規定する。

**(3) 設備及び備品等**

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えることについて規定する。

#### **(4) 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付**

基準該当居宅介護事業者が、利用者から基準該当居宅支援に要した費用の支払を受けた場合は、提供した居宅介護の内容、費用の額等必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する旨規定する。

#### **(5) 同居家族に対するサービス提供の禁止**

離島、山間のへき地などの地域で指定居宅介護のみでは必要な居宅介護が確保されないと市町村が認める場合であって、当該居宅介護の従業者の従事する時間の合計時間が居宅介護に従事する時間の合計時間の2分の1を超えず、サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合を除き、従業者に、その同居の家族である利用者に対して居宅介護をさせてはならないこと及び従業者に、その同居の家族である利用者に対して基準該当居宅介護の提供を行う場合に適切に提供されるよう必要な措置を講じることについて規定する。

#### **(6) 運営に関する基準**

第1節及び第4節の規定のうち、第4節の法定代理受領サービスの提供に際し、利用者及びその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び同居家族に対するサービス提供の禁止に関する規定を除き、準用する旨規定する。

### **第3章 指定児童デイサービス**

#### **第1節 基本方針**

指定居宅支援に該当する児童デイサービス（指定デイサービス）の事業は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものでなければならない旨規定する。

#### **第2節 人員に関する基準**

##### **(1) 従業者の員数**

指定デイサービスの事業を行う者（指定デイサービス事業者）が当該事業を行う事業所（指定デイサービス事業所）ごとに置くべき従業者のうち指導員又は保育士の員数は、指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる指導員又は保育士の総数は、利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の従業者を置くこと、この場合の指導員又は保育士のうち1人以上は常勤でなければならないことについて規定する。

##### **(2) 管理者**

指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くことについて規定する。

### 第3節 設備に関する基準

#### (1) 設備及び備品等

指定デイサービス事業所は、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合を除き、日常生活訓練室兼社会適応訓練室を有し、訓練に必要な機械器具等を備えるとともに、指定デイサービスに必要な設備及び備品等を備えることについて規定する。

### 第4節 運営に関する基準

- (1) 内容及び手続きの説明・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (2) 契約支給量の報告・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (3) 提供拒否の禁止・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (4) あっせん・調整、要請に対する協力・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (5) サービス提供困難時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (6) 受給資格の確認等・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助・・・居宅介護に準じて規定する。
- (8) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (9) 他の指定居宅支援事業者等との連携・・・居宅介護に準じて規定する。
- (10) サービスの提供の記録・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (11) 利用者負担金等の受領

指定デイサービス事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定デイサービスを提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることについて規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受ける場合は、利用者に対し、その内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

- (12) 居宅生活支援費の額に係る通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

#### (13) 指定デイサービスの基本取扱方針

指定デイサービスは、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することができるよう、適切に行うとともに、指定デイサービス事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることについて規定する。

#### (14) 指定デイサービスの具体的取扱方針

指定デイサービスの提供に当たっては、デイサービス計画に基づいて

利用者の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切にサービスの提供を行うとともに、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、必要に応じ、利用者の障害特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えることなど、指定デイサービスの方針について規定する。

#### **(15) デイサービス計画の作成**

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的動作の習得等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成するとともに、その計画について利用者又はその介護者に対して内容を説明するなど指定デイサービス事業所の管理者が行うことについて規定する。

また、それぞれの利用者について、デイサービス計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をデイサービス従業者が行うことについても併せて規定する。

#### **(16) 利用者に係る市町村への通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

#### **(17) 緊急時等の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

#### **(18) 管理者の責務**

管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと及び従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うことについて規定する。

#### **(19) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくことについて規定する。

#### **(20) 勤務体制の確保等**

事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を確保することなどについて規定する。

#### **(21) 定員の遵守**

利用定員を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならないこと及び利用定員について規定する。

#### **(22) 非常災害対策**

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことについて規定する。

#### **(23) 衛生管理等**

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じること



ついて規定する。

- (24) 掲示・・・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (25) 秘密保持等・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (26) 情報の提供等・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (27) 苦情解決・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (28) 事故発生時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (29) 会計の区分・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。
- (30) 記録の整備・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

## 第5節 基準該当居宅支援に関する基準

### (1) 従業者の員数

基準該当デイサービス事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者のうち指導員又は保育士の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる指導員又は保育士の総数が、利用者の数が15人までは2以上、それ以上5又は端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数の従業者を置くことなどについて規定する。

### (2) 管理者

事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないことについて規定する。

### (3) 設備及び備品等

事業所には、利用者に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合を除き、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えることなどについて規定する。

### (4) 特例居宅生活支援費請求のための証明書の交付

基準該当デイサービス事業者が、利用者から基準該当デイサービスに要した費用の支払を受けた場合は、提供したデイサービスの内容、費用の額等必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する旨規定する。

### (5) 運営に関する基準

第1節及び第4節のうち、法定代理受領サービスの提供に際し、利用者及びその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び居宅生活支援費の額に係る通知に関する規定を除き、準用する旨規定する。

## 第4章 指定児童短期入所

### 第1節 基本方針

#### (1) 基本方針

指定居宅支援に該当する児童短期入所（指定短期入所）の事業は、利用

者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない旨規定する。

## **(2) 肢体不自由児施設等との併設**

指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所は、肢体不自由児施設等に併設するか、若しくは当該施設の居室であってその全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものである旨規定する。

## **第2節 人員に関する基準**

### **(1) 従業者の員数**

肢体不自由児施設等に併設され当該施設と一体的に運営が行われる併設事業所及び当該施設の全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所に置くべき従業者の員数は、利用者を当該施設の入所者とみなした場合において必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする旨規定する。

### **(3) 管理者**

指定短期入所事業所の管理上支障がない場合を除き、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない旨規定する。

## **第3節 設備に関する基準**

### **(1) 設備及び備品等**

併設事業所及び当該事業所と同一敷地内にある肢体不自由児施設等（併設本体施設）の効率的運営が可能であり、それぞれの利用者及び入所者に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする等について規定する。

## **第4節 運営に関する基準**

(1) 内容及び手続きの説明・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(2) 提供拒否の禁止・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(3) あっせん・調整、要請に対する協力・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(4) サービス提供困難時の対応・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(5) 受給資格の確認等・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

(6) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助・・・居宅介護に準じて規定する。

(7) 心身の状況等の把握・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。

### **(8) 指定短期入所の開始及び終了**

事業者は、保護者の疾病その他の理由により家庭において、介護を受けることが一時的に困難となった障害児を対象に指定短期入所を提供するものとし、提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス及び福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めることについて規定する。

### **(9) 入退所の記録の記載等**

事業者は、入所又は退所に際しては、当該事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（居宅受給者証記載事項）について居宅受給者証に記載するとともに、自らの指定短期入所の提供により支給量に達した場合は、居宅受給者証のサービス提供実績欄の写しを市町村に提出することについて規定する。

**(10) 心身の状況等の把握・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(11) 他の指定居宅支援事業者等との連携・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(12) サービスの提供の記録・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(13) 利用者負担金等の受領**

指定短期入所事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所を提供した際に、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び食材料費、日用品費など利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることについて規定するとともに、これらの額の支払を受けた場合には利用者に対し領収証を交付することについて規定する。

なお、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受ける場合は、利用者に対し、その内容及び費用について説明し、利用者の同意を得ること及び曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができないことについても併せて規定する。

**(14) 居宅生活支援費の額に係る通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(15) 指定短期入所の取扱方針**

指定短期入所は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、適切に提供されなければならないが、事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることなどについて規定する。

**(16) 利用者に関する市町村への通知・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(17) サービスの提供**

指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うほか、その利用者に対して、利用者の負担により、従業者以外の者による保護を受けさせてはならないこと、及び利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行わなければならないことなどについて規定する。

**(18) 健康管理**

事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとることについて規定する。

**(19) 相談及び援助**

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその介護を行う者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う旨規定する。

**(20) 利用者の家族との連携**

常に利用者の家族との連携を図るよう努めることについて規定する。

**(21) 緊急時等の対応**

指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、協力医療機関等への連絡を行うことなど必要な措置を講じることについて規定する。

**(22) 管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。**

**(23) 運営規程**

事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容など事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておくことについて規定する。

**(24) 勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。**

**(25) 定員の遵守**

災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用（入所）定員及び居室の定員を超えて指定短期入所を行ってはならないことについて規定する。

**(26) 非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。**

**(27) 衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・デイサービスに準じて規定する。**

**(28) 掲示・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(29) 秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(30) 情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(31) 苦情解決・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(32) 事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(33) 会計の区分・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(34) 記録の整備・・・・・・・・・・・・・・居宅介護に準じて規定する。**

**(35) 地域等との連携**

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めることについて規定する。

## 5 指定施設の設備及び運営に関する基準（案）の概要

【身17の26、知15の26】

### 5 - 1 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（案）〔身17の26〕

#### 第1章 総則

##### (1) 趣旨

指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について定めるもの。

設定に当たっては、重度者を対象とした施設種別を廃止することとしていることから、居室の1人当たりの面積及び廊下幅について、重度の入所者に配慮した基準とする。

##### (2) 定義

指定身体障害者更生施設等、指定身体障害者更生施設（指定肢体不自由者更生施設、指定視覚障害者更生施設、指定聴覚・言語障害者更生施設及び指定内部障害者更生施設）指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設（指定特定身体障害者入所授産施設 指定特定身体障害者通所授産施設）指定施設又は指定施設支援、利用者負担額、施設訓練等支援費の額、施設訓練等支援費基準額、支給期間、身体障害程度区分、法定代理受領サービス及び常勤換算方法について、用語の定義を規定する。

#### 第2章 指定身体障害者更生施設

##### 第1節 基本方針

指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければならず、また、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない旨規定する。

##### 第2節 人員に関する基準

###### (1) 指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数

指定肢体不自由者更生施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、看護職員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活指導員については、入所者の数が、 を超えない施設にあっては、これらの職員の総数は、常勤換算方法で 以上、入所者の数が を超える施設にあっては、超えることとなる入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上とし、看護職員、理学療法士、作業療法士の数は、それぞれ 以上、栄養士については、 以上とすることについて規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定肢体不自由者更生施設

の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならず、看護職員、生活指導員については、それぞれ 人以上は、常勤の者とし、理学療法士及び作業療法士は、当該施設の他の業務に従事することができる旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討する。

## (2) 指定視覚障害者更生施設の従業者の員数

指定視覚障害者更生施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない施設にあつては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、看護職員、職業指導員及び生活指導員については、入所者の数が、 を超えない施設にあつては、これらの職員の総数は、常勤換算方法で 以上、入所者の数が を超える施設にあつては、超えることとなる入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上とし、看護職員の数は、 以上、栄養士については、 以上とすることについて規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定視覚障害者更生施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならず、看護職員、職業指導員、生活指導員については、それぞれ 人以上は、常勤の者とする旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討する。

## (3) 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数

指定聴覚・言語障害者更生施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない指定聴覚・言語障害者更生施設にあつては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、看護職員、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活指導員については、入所者の数が、 を超えない施設にあつては、これらの職員の総数は、常勤換算方法で 以上、入所者の数が を超える施設にあつては、超えることとなる入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上とし、看護職員の数は、 以上、栄養士については、 以上とすることについて規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定聴覚・言語障害者更生施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならず、看護職員、職業指導員、生活指導員については、それぞれ 人以上は、常勤の者とする旨規定する。

## (4) 指定内部障害者更生施設の従業者の員数

指定内部障害者更生施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない施設にあつては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、保健婦等、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員、生活指導員及び介護職員については、入所者の数が、 を超えない施設にあつては、これらの職員の総数は、常勤換算方法で 以上、入所者の数が を

超える施設にあっては、超えることとなる入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上とし、保健婦等については、入所者の数が、 を超えない施設にあっては、常勤換算方法で 以上、入所者の数が を超えて を超えない施設にあっては、常勤換算方法で 以上、入所者の数が を超えて を超えない施設にあっては、常勤換算方法で 以上とし、栄養士については、 以上とすることについて規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定内部障害者更生施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならず、保健婦等、作業療法士、作業指導員及び生活指導員については、それぞれ 人以上は、常勤の者とし、作業療法士については、当該施設の他の業務に従事することができる旨規定する。

- (5) 併せて、通所により指定身体障害者更生施設支援の提供を行うものにあつては、通所による利用者の数を で除して得た数以上の指導員を置く旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討。

### 第3節 設備に関する基準

指定身体障害者更生施設の設備の基準は、居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、医務室及び廊下幅について規定することとし、居室の定員については、四人以下、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6㎡以上とすることや、廊下幅について2.2メートル以上とすることなどについて、規定することとしている。

このほか指定肢体不自由者更生施設には、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、指定視覚障害者更生施設には、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、指定聴覚・言語障害者更生施設には、職業訓練室及び集会室を設け、指定内部障害者更生施設には、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、それぞれ訓練に必要な機械器具等を備える旨規定する。

これらの設備については、入所者の処遇に支障がない場合を除き、専ら当該施設の用に供するものでなければならない旨併せて規定する。

### 第4節 運営に関する基準

#### (1) 内容及び手続きの説明及び同意

指定身体障害者更生施設は、施設支給決定身体障害者から指定施設支援の利用の申し込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、当該指定施設支援の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行い、指定施設支援の提供に係る契約が成立したときは、その利用者に対して、障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく必要な事項を記載した書面を交付することなどについて規定する。

この場合、指定身体障害者更生施設は、当該利用者の承諾を得て、書面の交付に代えて、電子媒体によって当該書面に記載すべき事項を提供すること

ができる旨併せて規定する。

## **(2) 受給資格等の確認**

指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の施設受給者証によって、施設支給決定の有無及び支給期間を確認する旨規定する。

## **(3) 入退所**

指定身体障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならず、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること及び入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院若しくは診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じ、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討することについて規定するとともに、居宅において日常生活を営むことを希望する入所者に対し、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案して、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うことについても併せて規定する。

## **(4) 施設訓練等支援費支給の申請に係る援助**

施設支給決定を受けていない者から入所の申し込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと及び支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請が、市町村の通常要すべき標準的な処理期間を勘案してなされるよう、必要な援助を行うことについて規定する。

## **(5) 入退所の記録の記載等**

入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（施設受給者証記載事項）について施設受給者証に記載するとともに、当該施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告すること及び入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告する必要がある旨規定する。

## **(6) 利用者負担金等の受領**

指定身体障害者更生施設は、法定代理受領サービスに該当する指定施設支援を提供した際には、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び身体障害者施設支援において提供される便宜のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその入所者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができる旨規定する。

また、これらの額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付すること及び入所者に負担させることが適当と認められるものに係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることについて規定するとともに、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことができない旨規定する。



**(7) 施設訓練等支援費に係る額の通知**

市町村から法定代理受領サービスに該当する指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合には、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない旨規定する。

**(8) 指定施設支援の取扱方針**

入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない、指定身体障害者更生施設は、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることなどについて併せて規定する。

**(9) 施設支援計画の作成等**

指定施設支援の提供に当たって、必要な時期に施設支援計画作成会議を開催し、個々の入所者の支援の計画（施設支援計画）を作成するとともに、当該計画について入所者に説明し、同意を得ることなどについて規定する。

また、施設支援計画の実施状況の把握を行い、入所者についての解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて施設支援計画の見直しを行うことについても併せて規定する。

**(10) 指導、訓練等**

常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させること及び入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないことなどについて規定する。

**(11) 食事の提供**

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うこと及び栄養士を置かない施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けることについて規定する。

**(12) 生活指導等**

入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行うこと及び入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うことについて規定する。

**(13) 社会生活上の便宜の供与等**

指定身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこと及び入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うことなどについて規定する。

**(14) 健康管理**

指定身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行う旨規定する。

**(15) 入所者の入院期間中の取扱い**

指定身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにすることについて規定する。

**(16) 入所者に関する市町村への通知**

指定身体障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正の行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知する必要があることについて規定する。

**(17) 管理者による管理**

指定身体障害者更生施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者でなければならないが、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる旨規定する。

**(18) 管理者の責務**

指定身体障害者更生施設の管理者は、当該指定身体障害者更生施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、運営に関する基準を遵守するための必要な指揮命令を行う旨規定する。

**(19) 運営規程**

指定身体障害者更生施設は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、定員等運営についての重要事項に関する規程を定めておくことについて規定する。

**(20) 勤務体制の確保等**

指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することなどについて規定する。

**(21) 定員の遵守**

指定身体障害者更生施設は、災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない旨規定する。

**(22) 非常災害対策**

指定身体障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う旨規定する。

**(23) 衛生管理等**

指定身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用

に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行うこと及び当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるよう努めることについて規定する。

#### **(24) 協力医療機関等**

指定身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておくことについて規定する。

#### **(25) 掲示**

指定身体障害者更生施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することについて規定する。

#### **(26) 秘密保持等**

指定身体障害者更生施設の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておくことについて規定する。

#### **(27) 情報の提供等**

指定身体障害者更生施設は、当該施設に入所しようとする者が適切かつ円滑に入所することができるように、情報の提供に努めるとともに、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないことについて規定する。

#### **(28) 苦情解決**

入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるとともに、苦情に関して市町村が行う調査に協力するなど、苦情解決に関し、必要な措置を講じることなどについて規定する。

#### **(29) 地域との連携等**

指定身体障害者更生施設は、その運営に当たり、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めることについて規定する。

#### **(30) 事故発生時の対応**

入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合の市町村及び当該入所者の家族等への連絡の他、指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うことについて規定する。

#### **(31) 会計の区分**

指定身体障害者更生施設は、当該施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分することについて規定する。

## (32) 記録の整備

従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存することについて規定する。

## 第3章 指定身体障害者療護施設

### 第1節 基本方針

指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、治療及び養護を適切に行うものでなければならず、また、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない旨規定する。

### 第2節 人員に関する基準

- (1) 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数とし、看護職員、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を で除して得た数以上、うち看護職員及び理学療法士の数については、入所者の数の区分に応じ、常勤換算方法で 以上とする旨規定する。また、生活指導員については、常勤換算方法で 以上、栄養士については、 以上とすることについて規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定身体障害者療護施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならず、看護職員、理学療法士及び生活指導員については、それぞれ 人以上は、常勤の者とし、理学療法士は、当該施設の他の業務に従事することができる旨規定する。

- (2) 併せて通所により指定身体障害者療護施設支援の提供を行う場合は、看護職員又は介護職員を で除して得た数以上置くものとする旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討する。

### 第3節 設備に関する基準

指定身体障害者療護施設の設備の基準は、居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、機能訓練室、相談室及び集会室並びに廊下幅について規定することとし、居室の定員については、四人以下、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、 $6.6\text{m}^2$ 以上とすること、浴室については、特別浴槽等を備えること、廊下幅について $2.2$ メートル以上とすることなどについて規定する。

このほか指定身体障害者療護施設の廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること及び居室、静養室、便所等入所者が日常使用する設備には、プザ一等の設備を設けることについて規定する。

これらの設備については、入所者の処遇に支障がない場合を除き、専ら

当該施設の用に供するものでなければならない旨併せて規定する。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (1) 衛生管理等

指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと及び当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるよう努めることについて規定する。

##### (2) 上記のほか、指定身体障害者更生施設に係る運営に関する基準を準用する旨規定する。

### 第4章 指定特定身体障害者授産施設

#### 第1節 基本方針

指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない旨規定する。

#### 第2節 人員に関する基準

##### (1) 指定特定身体障害者入所授産施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、看護職員、職業指導員及び生活指導員の総数は、入所者の数が、 を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、 以上、 を超える施設にあっては、 を超える入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上、うち看護職員の数については、入所者の数の区分に応じ、常勤換算方法で 以上、栄養士については、 以上とする旨規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定身体障害者授産施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない、看護職員、作業指導員及び生活指導員については、それぞれ 人以上を常勤の者とする旨規定する。

##### (2) 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、職業指導員及び生活指導員の総数は、入所者の数が、 を超えない施設にあっては、常勤換算方法で、 以上、 を超える施設にあっては、 を超える入所者の数が 又はその端数を増すごとに を加えて得た数以上、栄養士については、 以上とする旨規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定身体障害者授産施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない、看護職員、

作業指導員及び生活指導員については、それぞれ 人以上を常勤の者とする旨規定する。

- (3) 指定特定身体障害者入所授産施設のうち、併せて通所により施設支援の提供を行うものにあつては、入所授産施設に置くべき従業者の他、通所による利用者の数を で除して得た数以上の指導員を置く旨規定する。
- (4) 指定特定身体障害者入所授産施設及び通所授産施設に併せて分場を設置する場合は、分場ごとに分場の利用者の数を で除して得た数以上の指導員を置く旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討する。

### 第3節 設備に関する基準

- (1) 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、作業室、更衣室、相談室及び集会室並びに廊下幅について規定することとし、居室の定員については、四人以下、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、 $6.6\text{ m}^2$ 以上とすること、作業室について、作業員1人当たりの床面積を $1.65\text{ m}^2$ 以上とすること、廊下幅について $2.2$ メートル以上とすることなどについて規定する。  
このほか、静養室については医務室を兼ねることができる旨規定し、これらの設備については、入所者の処遇に支障がない限り、専ら当該施設の用に供するものでなければならない旨併せて規定する。
- (2) 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は、食堂兼集会室、洗面所、便所、医務室兼静養室、作業室、更衣室、相談室並びに廊下幅について規定することとし、作業室について、作業員1人当たりの床面積を $1.65\text{ m}^2$ 以上とすること、廊下幅について $2.2$ メートル以上とすることなどについて規定する。  
これらの設備については、入所者の処遇に支障がない場合を除き、専ら当該施設の用に供するものでなければならない旨併せて規定する。
- (3) 分場の設備の基準については、指定特定身体障害者通所授産施設の基準に準ずる旨規定する。

### 第4節 運営に関する基準

#### (1) 授産活動等

指定特定身体障害者授産施設が提供する授産活動は、地域の実情、製品・サービスの需給状況等を考慮して行い、作業時間、作業量等が授産活動に従事する者の過重な負担とならないように配慮することについて規定する。

#### (2) 工賃の支払い

指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う旨規定する。

- (3) 上記のほか、指定身体障害者更生施設に係る運営に関する基準を準用する旨規定する。

## 5 - 2 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準〔知15の26〕

### 第1章 総則

#### (1) 趣旨

指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について定めるもの。

設定に当たっては、重度の入所者に配慮した基準とする。

#### (2) 定義

指定知的障害者更生施設等、指定知的障害者更生施設（指定知的障害者入所更生施設、指定知的障害者通所更生施設）、特定知的障害者授産施設（特定知的障害者入所授産施設、特定知的障害者通所授産施設）、指定知的障害者通勤寮、指定施設又は指定施設支援、利用者負担額、施設訓練等支援費の額、施設訓練等支援費基準額、支給期間、知的障害程度区分、法定代理受領サービス及び常勤換算方法について、用語の定義を規定する。

## 第2章 指定知的障害者更生施設

### 第1節 基本方針

指定知的障害者更生施設は、入所者に対して、保護並びに更生に必要な指導及び訓練を適切に行わなければならないが、また、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定知的障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない旨規定する。

### 第2節 人員に関する基準

- (1) 指定知的障害者更生施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数を  $\frac{1}{2}$  で除して得た数以上、栄養士については、以上とすることについて規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定知的障害者更生施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならないが、看護職員のうち、 $\frac{1}{2}$ 人以上は、常勤の者でなければならない旨規定し、生活指導員又は作業指導員のうち、 $\frac{1}{2}$ 人以上は、常勤の者でなければならない旨規定する。

- (2) 併せて、通所により指定知的障害者更生施設支援の提供を行う場合の生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は、通所による

利用者の数を で除して得た数以上とする旨規定する。

- (3) 指定知的障害者通所更生施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を で除して得た数以上、栄養士については、 以上とする旨規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定知的障害者通所更生施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならず、看護職員のうち、 人以上は常勤の者とし、生活指導員又は作業指導員のうち、 人以上を常勤の者とする旨規定する。

- (4) 指定知的障害者更生施設のうち、併せて分場を設置する場合の分場ごとに置くべき生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は、分場利用者の数を で除して得た数以上とする旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討する。

### 第3節 設備に関する基準

- (1) 指定知的障害者入所更生施設の設備の基準は、居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、作業指導室又は作業指導場、相談室及び運動場、廊下幅について規定することとし、居室の定員については、四人以下、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、 $6.6\text{m}^2$ 以上とすること、廊下幅について $1.35$ メートル以上（中廊下の幅は $1.8$ メートル）とすることなどについて規定する。

また、指定知的障害者通所更生施設にあっては、居室、静養室及び浴室を設けないことができる旨規定する。

このほか廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けることについて規定する。

これらの設備については、入所者の処遇に支障がない場合を除き、専ら当該施設の用に供するものでなければならぬ旨併せて規定する。

- (2) 分場の設備の基準は、指定特定知的障害者通所更生施設に準ずる旨規定する。

### 第4節 運営に関する基準

#### (1) 内容及び手続きの説明及び同意

指定知的障害者更生施設は、施設支給決定知的障害者から指定施設支援の利用の申し込みがあった場合には、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、当該指定施設支援の提供に係る契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行い、指定施設支援の提供に係る契約が成立したときは、その利用者に対して、障害の特性に応じた適切な配慮をもって、遅滞なく必要な事項を記載した書面を交付することなどについて



規定する。

この場合、指定知的障害者更生施設は、当該利用者の承諾を得て、書面の交付に代えて、電子媒体によって当該書面に記載すべき事項を提供することができる旨併せて規定する。

## **(2) 受給資格等の確認**

指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の施設受給者証によって、施設支給決定の有無及び支給期間を確認する旨規定する。

## **(3) 入退所**

指定知的障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならず、市町村が行うあっせん、調整及び利用の要請並びに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力すること及び入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院若しくは診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じ、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討することについて規定するとともに、居宅において日常生活を営むことを希望する入所者に対し、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案して、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うことについても併せて規定する。

## **(4) 施設訓練等支援費支給の申請に係る援助**

施設支給決定を受けていない者から入所の申し込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと及び、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請が、市町村の通常要すべき標準的な処理期間を勘案してなされるよう、必要な援助を行うことについて規定する。

## **(5) 入退所の記録の記載等**

入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（施設受給者証記載事項）について施設受給者証に記載するとともに、当該施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告すること及び入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告する必要がある旨規定する。

## **(6) 利用者負担金等の受領**

指定知的障害者更生施設が、法定代理受領サービスに該当する指定施設支援を提供した際に、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及びこの額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付することについて規定するとともに、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことができない旨規定する。

## **(7) 施設訓練等支援費に係る額の通知**

市町村から法定代理受領サービスに該当する指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合には、入所者に対し、当該入所者に係る施設

訓練等支援費の額を通知しなければならない旨規定する。

#### **(8) 指定施設支援の取扱方針**

入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない、指定知的障害者更生施設は、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることなどについて規定する。

#### **(9) 施設支援計画の作成等**

指定施設支援の提供に当たって、必要な時期に施設支援計画作成会議を開催し、個々の入所者の支援の計画（施設支援計画）を作成するとともに、当該計画について入所者に説明し、同意を得ることなどについて規定する。

また、施設支援計画の実施状況の把握を行い、入所者についての解決すべき課題を把握するとともに、必要に応じて施設支援計画の見直しを行うことについても併せて規定する。

#### **(10) 指導、訓練等**

常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させること及び入所者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないことなどについて規定する。

#### **(11) 食事の提供**

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うこと及び栄養士を置かない施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けることについて規定する。

#### **(12) 生活指導等**

入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行うこと及び入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うことについて規定する。

#### **(13) 社会生活上の便宜の供与等**

指定知的障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うこと及び入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うことなどについて規定する。

#### **(14) 健康管理**

指定身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行う旨規定する。

#### **(15) 入所者の入院期間中の取扱い**

指定知的障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する

必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにすることについて規定する。

#### **(16) 入所者に関する市町村への通知**

指定知的障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正の行為によって施設訓練等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して市町村に通知する必要があることについて規定する。

#### **(17) 管理者による管理**

指定知的障害者更生施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者でなければならないが、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる旨規定する。

#### **(18) 管理者の責務**

指定知的障害者更生施設の管理者は、当該指定知的障害者更生施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守するための必要な指揮命令を行う旨規定する。

#### **(19) 運営規程**

指定知的障害者更生施設は、施設の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、定員等運営についての重要事項に関する規程を定めておくことについて規定する。

#### **(20) 勤務体制の確保等**

指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくとともに、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することなどについて規定する。

#### **(21) 定員の遵守**

指定知的障害者更生施設は、災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない旨規定する。

#### **(22) 非常災害対策**

指定知的障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う旨規定する。

#### **(23) 衛生管理等**

指定知的障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行うこと及び当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じるよう努め

ることについて規定する。

**(24) 協力医療機関**

指定知的障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておくことについて規定する。

**(25) 掲示**

指定知的障害者更生施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない旨規定する。

**(26) 秘密保持等**

指定知的障害者更生施設の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておくことについて規定する。

**(27) 情報の提供等**

指定知的障害者更生施設は、当該施設に入所しようとする者が適切かつ円滑に入所することができるように、情報の提供に努めるとともに、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないことについて規定する。

**(28) 苦情解決**

入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じるとともに、苦情に関して市町村が行う調査に協力するなど、苦情解決に関し、必要な措置を講じることなどについて規定する。

**(29) 地域との連携等**

指定知的障害者更生施設は、その運営に当たり、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めることについて規定する。

**(30) 事故発生時の対応**

入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合の市町村及び当該入所者の家族等への連絡の他、指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うことについて規定する。

**(31) 会計の区分**

指定知的障害者更生施設は、当該施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分することについて規定する。

**(32) 記録の整備**

従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存することについて規定する。

### 第3章 指定知的障害者授産施設

#### 第1節 基本方針

指定特定知的障害者授産施設は、入所者に対して、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定知的障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない旨規定する。

#### 第2節 人員に関する基準

- (1) 指定特定知的障害者入所授産施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を で除して得た数以上、栄養士については、以上とする旨規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定知的障害者入所授産施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない、看護職員、生活指導員又は作業指導員のうち、 人以上は常勤の者とする旨規定する。

- (2) 指定特定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者の員数について、入所定員が 人を超えない施設にあっては、栄養士を置かないことができるほか、医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の世話を行うために必要な数とし、看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を で除して得た数以上、栄養士については、以上とする旨規定する。

なお、新規に指定を受ける場合の入所者の数は、推定数によるものとする。

また、入所者の処遇に支障がない場合を除き、指定知的障害者通所授産施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない、看護職員、生活指導員又は作業指導員のうち、 人以上は常勤の者とする旨規定する。

- (3) 指定特定知的障害者入所授産施設のうち、併せて通所により授産施設支援の提供を行うものにおいて、入所授産施設に置くべき従業者の他、生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員について、通所による利用者の数を で除して得た数以上を置く旨規定する。

- (4) 指定特定知的障害者授産施設のうち、分場を設置する場合は、生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員について、分場ごとに分場利用者の数を で除して得た数以上を置く旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討する。

### 第3節 設備に関する基準

- (1) 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、作業室又は作業場、作業設備、更衣室、相談室及び運動場並びに廊下幅について規定することとし、居室の定員については、四人以下、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6㎡以上とすること及び男女別に設けること、廊下幅について1.35メートル以上(中廊下は1.8メートル以上)とすることなどについて規定し、通所授産施設の場合は、居室、静養室及び浴室を設けないことができる旨規定する。

また、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具を備えることについて規定する。

これらの設備については、入所者の処遇に支障がない限り、専ら当該施設の用に供するものでなければならない旨併せて規定する。

- (2) 指定特定知的障害者授産施設が併せて設置する分場の設備の基準は、通所授産施設の基準に準ずる旨規定する。

### 第4節 運営に関する基準

#### (1) 作業指導

必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行う旨規定する。

#### (2) 授産活動

指定特定知的障害者授産施設が提供する授産活動は、地域の実情、製品・サービスの需給状況等を考慮して行い、作業時間、作業量等が授産活動に従事する者の過重な負担とならないように配慮することについて規定する。

#### (3) 工賃の支払い

指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う旨規定する。

- (4) 上記のほか、その他指定知的障害者更生施設に係る運営に関する基準を準用する旨規定する。

## 第4章 指定知的障害者通勤寮

### 第1節 基本方針

指定知的障害者通勤寮は、入所者に対して、居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導を適切に行わなければならない、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定知的障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない旨規定する。

## 第2節 人員に関する基準

指定知的障害者通勤寮に置くべき従業者の員数は、嘱託医の他、生活指導員を置くものとし、生活指導員については、常勤換算方法で 人以上、うち 人以上は常勤の者でなければならない旨規定する。

重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討する。

## 第3節 設備に関する基準

指定知的障害者通勤寮の設備の基準は、居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、娯楽室及び相談・指導室について規定することとし、居室の定員については、四人以下、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6.6㎡以上とすること及び男女別に設けることとするなどについて規定し、これらの設備については、入所者の処遇に支障がない限り、専ら当該施設の用に供するものでなければならない旨併せて規定する。

## 第4節 運営に関する基準

### (1) 利用者負担金等の受領

指定知的障害者通勤寮は、法定代理受領サービスに該当する指定施設支援を提供した際には、入所者又は扶養義務者から利用者負担額の支払を受けること及び指定施設支援において提供される便宜のうち、食材料費、被服費、日用品費など入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる旨規定し、入所者に負担させることが適当と認められるものに係るサービス提供に当たっては、入所者に当該サービス内容及び費用について説明し、同意を得ることが必要であり、これらの額の支払いを受けた場合には、当該利用者に対し領収証を交付する旨規定する。

また、指定知的障害者通勤寮は、あいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできない旨規定する。

### (2) 指導、助言

指定知的障害者通勤寮は、利用者の独立自活に必要な助言及び指導のほか、利用者に対する給食の実施等利用者が日常生活を営む上で必要な業務を行う旨規定する。

### (3) 生活指導等

指定知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない旨規定する。

### (4) 健康管理

指定知的障害者通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない旨規定する。

### (5) 上記のほか、指定知的障害者更生施設に係る運営に関する基準を準用する旨規定する。